

# 株式会社ジェイ・イー・サポート 確認検査業務約款

## (契約)

- 第1条 建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイ・イー・サポート（以下「乙」という。）は、建築基準法（以下「法」という。並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書又は検査引受証を含む。以下同じ）及び株式会社ジェイ・イー・サポート確認検査業務規程（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 甲が乙に申請書を提出した場合は、甲がこの約款、規定及び株式会社ジェイ・イー・サポート確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）を遵守することを承諾したものとみなす。
  - 3 乙は、規定に基づき申請を引き受けた場合には、甲に引受承諾書又は中間若しくは完了検査引受証を交付する。この交付日に、本約款に基づき契約が成立したものとする。

## (責務)

- 第2条 甲（代理者によって申請する場合にあつては、当該代理者を含む。以下この条において同じ。）及び乙は、建築基準関係規定を遵守し、乙の定めた業務約款、業務規程及び手数料規程に基づいて契約したことを、誠意をもって履行しなければならない。
- 2 甲及び乙は、確認検査業務を遂行するにあたり、次に掲げるそれぞれの責務を遵守しなければならない。
    - (1) 甲の責務
      - 1) 甲は、申請に必要な図書及び書類について、事実に相違ないことを記載し、又は事実に基づき作成しなければならない。
      - 2) 甲は、別に定める株式会社ジェイ・イー・サポート確認検査業務手数料規程に定められた額を第4条に規定した期日までに、第5条に規定した方法により支払わなければならない。
      - 3) 甲は、この契約に定めがある場合又は乙の請求があるときは、乙が引き受けた確認検査業務の遂行に必要な情報を、業務の遂行に必要な範囲内において、遅滞なくかつ正確に乙に情報を提供しなければならない。  
この場合、乙が期限を明示したときは、甲は当該期限内にこれを行うよう努めなければならない。
      - 4) 甲は乙が引き受けた確認検査業務内容について、乙が建築基準関係規定に適合しているかどうか決定できない旨の指摘をしたときは、すみやかに追加検討書等の提出その他必要な処置を取らなければならない。  
この場合、乙が期限を明示したときは、当該期限内にこれを行わなければならない。
      - 5) 甲は、乙が確認済証を交付した後に計画を変更する場合において、規則第3条の2に定める軽微な変更を行うときは、乙に速やかに変更部分に関する図書を提出し、又、その計画の変更が、規則第3条の2に定める軽微な変更以外のときは、甲は速やかに計画変更に係る建築確認申請書を提出し、乙と計画変更に係る確認検査業務の契約を締結しなければならない。
      - 6) 甲は、乙が計画の敷地、建築物、その他確認検査の業務遂行上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
    - (2) 乙の責務
      - 1) 乙は次条に規定された期日までに、善良なる管理者の注意義務をもって引受けた確認検査業務を行わなければならない。

- 2) 乙は、甲から乙の確認検査業務の内容、進捗状況及びその他について説明を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。
- 3 甲が前項第1号に定める甲の責務を怠ったとき等、乙の責に帰すことができない事由により業務期日までに業務を終えることができないときは、次条第2項により業務期日の延長を請求する他、その他必要事項について甲乙が協議して定める。

#### (業務期日)

第3条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 確認業務 引受承諾書に定める業務期日又は指摘事項の是正確認が完了した日から7営業日後のいずれか遅い日
  - (2) 中間検査業務 引受証に記載の特定工程工事終了(予定)年月日から又は指摘事項の是正確認が完了した日から7営業日後のいずれか遅い日
  - (3) 完了検査業務 引受証に記載の工事完了(予定)年月日から又は指摘事項の是正確認が完了した日から7営業日後のいずれか遅い日
  - (4) 仮使用認定業務 引受承諾書に定める業務期日又は指摘事項の是正確認が完了した日の7営業日後のいずれか遅い日
- 2 乙は、甲が前条第2項第1号に定める甲の責務を怠ったとき、法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物等に係るものであって、法第6条の3第5項に規定する通知書の交付を受けたとき、その他乙の責に帰すことができない事由により業務期日までに業務を完了することができないときには、甲に対しその理由を明示のうえ、業務期日を延長することができる。

この場合、必要と認められる期日の延長について甲乙が協議して定める。

#### (手数料の支払期日)

第4条 甲の支払期日は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 確認検査業務 確認申請手数料に係る請求書発行日から確認済証交付日の前日
- (2) 中間検査業務 引受証に定める中間検査予定日の前日
- (3) 完了検査業務 引受証に定める完了検査予定日の前日
- (4) 完了検査時の追加説明書の審査手数料 追加説明書の手数料に係る請求書発行日から検査済証交付日の前日
- (5) 仮使用認定業務 仮使用認定に係る請求書発行日から仮使用認定通知書交付日の前日

#### (手数料の支払方法)

第5条 甲は、手数料を前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。ただし緊急を要する又は別途甲乙協議した場合、別の収納方法によることができる。なお、振込手数料は甲の負担とする。

#### (確認審査中の計画変更)

第6条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により乙が引き受けた確認検査業務の対象建築物の計画を変更する場合、甲は、当該確認申請を速やかに取り下げなければならない。取り下げた後、当該変更後の対象建築物の計画の確認申請を乙に再度提出する場合は、別件として申請しなければならない。

- 2 前項の申請の取り下げがあった場合、次条第2項の契約解除があったものとする。

#### (甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知し、この契約を解除す

ることができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第2条第1項及び第2項第2号の乙の責務を遵守しないとき
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

- 2 甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料を既に支払っているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責に任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また、当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

#### (乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知し、この契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第2条第1項及び第2項第1号の甲の責務を遵守しないとき
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料を既に受け取っているときは、これを甲に返還せず、また当該手数料をいまだ受け取っていないときは、これの支払を甲に請求することができる。  
なお、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

#### (計画の特定行政庁への通知)

第9条 乙は、この契約を締結した後、建築場所の特定行政庁から要請がある場合に対象建築物等(建築物に限る。)の計画の概要を、当該特定行政庁へ通知する。

- 2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

#### (電子申請)

第10条 甲が、確認申請、計画変更確認申請、中間検査申請、完了検査申請、仮使用認定申請又はその他業務規程に定める届出若しくは報告書を電子申請により行った場合において、乙はあらかじめ甲と協議した上で乙が指定する方法で電子情報処理組織にて交付を行う。

この場合、各申請又は届出の処分の結果を通知する確認済証等及び当該確認済証等に係る申請書の図書又は書類(以下「確認済証等」という。)の電磁的記録を乙がアップロードしたことをもって、確認済証等の受領とみなす。

- 2 乙は、業務規程第13条に規定する確認検査業務を行う時間(以下「業務時間」という。)内に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は速やかに、業務時間外に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は次の業務時間内に、それぞれ業務規程第17条第3項に規定する審査を行い、当該申請を引き受けるものとする。
- 3 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、業務規程第14条に規定する事務所とする。

### (リモート検査)

- 第11条 乙は、中間検査、完了検査、仮使用認定においてリモート検査を行うことができる。
- 2 リモート検査の適用対象は、戸建住宅、施行令第138条で規定する広告塔（高さが10m以下に限る）、法第6条第1項第3号に規定する建築物（法第6条の4第3号が適要されるものに限る。）とする。
- 3 乙は、次の各号について、あらかじめ甲と協議する。
- (1) 検査体制（使用する機器、Web会議システム等）
  - (2) 書類検査の方法
  - (3) 検査補助者の安全対策
  - (4) 中断した時の対応
  - (5) 映像・音声の記録及び保存の取扱い
- 4 甲は、乙がリモート検査を行う際に、検査補助者が、対象建築物等、対象建築物等の敷地、又は工事場に立入り、検査を補佐することができるよう協力しなければならない。
- 5 甲は、第2項のリモート検査の方法については、乙と別途協議することができる。
- 6 乙のリモート検査に係る業務を行う事務所は、規程第14条に規定する事務所とする。

### (秘密保持)

- 第12条 乙は、この契約に定める確認検査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利のために使用してはならない。

### (損害賠償)

- 第13条 甲及び乙はこの契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。
- ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の10倍までとする。

### (別途協議)

- 第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解決につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上、定めるものとする。

制定：平成17年4月1日  
改定：平成19年6月20日  
改定：平成20年6月19日  
改定：平成21年8月5日  
改定：平成27年6月1日  
改定：平成27年10月3日  
改定：平成30年1月4日  
改定：令和3年3月1日  
改定：令和6年10月24日  
改定：令和7年4月1日  
改定：令和7年6月1日